平成２５年（フ）第５６０号
千葉県柏市高田1381番地１　アイフルハイツ201号
債務者　五林　孝人
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第５６１号
千葉県柏市高田1381番地１　アイフルハイツ201号
債務者　五林　則子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２５年（フ）第１５５号
広島県福山市木之庄町３丁目３番36号　コーポトワ・エ・モワ102
債務者　森下　康夫
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月26日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１７２７号
名古屋市中区金山１丁目２番24号　ロンシャン金山401号
債務者　森　慎太郎
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１６号
神戸市須磨区若木町２丁目１番11号　パルティール東須磨Ａ―201
債務者　植村　和史
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月27日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９９号
青森市大字羽白字沢田436番地
債務者　清水　　誠
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２１０号
青森県むつ市大字田名部字女舘27番地２　高台荘107
債務者　山内　絵理
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８４号
広島県福山市瀬戸町大字山北337番地７
債務者　砂田　　弘
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１８５号
広島県福山市瀬戸町大字山北337番地７
債務者　砂田さちこ
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１３１号
長崎県佐世保市広田３丁目39番９号　アメニティ広田102号、旧住所長崎県佐世保市崎岡町2870番地３
債務者　天野　裕之
1　決定年月日時　平成25年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　長崎地方裁判所佐世保支部破産係

破産手続廃止

平成２５年（フ）第８９０６号
神奈川県大和市下鶴間555―５
破産者　川村　和子
1　決定年月日　平成25年10月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１４５３４号
埼玉県新座市池田３丁目５番20号
破産者　池田流通株式会社
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３４３９号
東京都葛飾区白鳥２丁目20―24―1302
破産者　池ケ谷比呂志
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３８５１号
埼玉県吉川市新栄２丁目10―１
破産者　山田　篤史
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２９２号
東京都大田区上池台５丁目26番17号
破産者　株式会社タケトウ建設
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４２９３号
東京都大田区上池台５丁目26―17
破産者　竹廻　啓房
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第６１０３号
神奈川県横浜市中区本郷町３丁目235、開始決定時の住所神奈川県横浜市西区北軽井沢55―32―504
破産者　松村　千穂
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７５４９号
東京都板橋区大山町９―９―404
破産者　平井　　勉
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７６０１号
東京都練馬区大泉学園町３丁目４―51―107
破産者　大賀　唯由
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。　東京地方裁判所民事第20部